

2019年4月10日

各 位

会社名 株式会社レナウン
代表者 代表取締役社長 北畑 稔
(コード番号 3606 東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長
櫻井 慎吾
(TEL: 03-4521-8089)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年5月23日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の変更について

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。

(2) 決算期の変更について

当社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日としておりますが、親会社である山東如意科技集团有限公司と決算期を統一することにより、経営計画の策定や業績管理など経営及び事業運営の効率化を推進することを目的とし、これを毎年1月1日から12月31日に変更するものであります。これに伴い、現行定款第13条、第33条及び第34条に所要の変更を行うものであります。現在、当社と同一の事業年度としている連結子会社につきましても同様の変更を行い、業績などの経営情報の開示のさらなる適時・適切化を図ってまいります。

また、事業年度の変更に伴い、第16期事業年度は、2019年3月1日から同年12月31日までの10ヶ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(3) 責任限定契約の締結範囲の変更について

「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第25条及び第32条に所要の変更を行うものであります。

なお、定款第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙に記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年5月23日

定款変更の効力発生日 2019年5月23日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行うことを目的とする。</p> <p>(1)～(17) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(18)</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日)</p> <p>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第25条 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第33条 (事業年度)</p> <p>当社の事業年度は毎年<u>3月1日</u>より<u>翌年2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>第34条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行うことを目的とする。</p> <p>(1)～(17) (現行どおり)</p> <p><u>(18) 各種繊維原料、糸及び衣服等繊維製品に関する貿易業、 売買取業、仲立業並びに代理業</u></p> <p><u>(19)</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日)</p> <p>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第25条 (取締役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条 (監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第33条 (事業年度)</p> <p>当社の事業年度は毎年<u>1月1日</u>より<u>12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第34条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条 第33条(事業年度)の規定にかかわらず、第16期の事業年度は、2019年3月1日より同年12月31日までの10ヶ月とする。なお、本附則は、第16期事業年度終了後削除する。</u></p>